

2026 年 10 月 30 日

各 位

委 託 会 社 名	大和アセットマネジメント株式会社		
代表者の役職氏名	代表取締役社長	佐野 径	
担当者の役職氏名	商品企画部	長尾 健司	

(連絡先 0120-106212)

iFreeETF 日経平均ダブルインバース・インデックス 受益権の併合に伴う端数受益権の売却のお知らせ

当社は、「iFreeETF 日経平均ダブルインバース・インデックス」につきまして、2026 年 10 月 21 日の最終受益者名簿に記載された受益者の有する受益権につき、2026 年 10 月 22 日を効力発生日として 100 : 1 の比率で併合いたしました（当該併合により、100 口の受益権が 1 口となりました）。これに伴い、併合後の 1 口に満たない端数受益権について、下記のとおり売却を実施いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）
iFreeETF 日経平均ダブルインバース・インデックス（銘柄コード：1366）
（以下「当 ETF」といいます。）

2. 端数受益権の売却の概要および内容

- ① 概要

受益権の併合に伴う端数受益権を一括して売却いたしました。

- ② 内容

- | | |
|----------|-----------------------|
| ・ 売却日 | : 2026 年 10 月 28 日（水） |
| ・ 売却総口数* | : 1,092 口 |
| ・ 売却代金総額 | : 7,782,770 円 |

※売却総口数は、受益者毎の端数受益権を合算した端数受益権総口数です。

なお、各受益者の端数処理代金は、単価7,127.0788円（上記、売却代金総額を売却総口数で除した値（小数点以下第五位切り上げ）で計算されます。詳細につきましては、2026年12月下旬以降、郵送にてご案内させていただきます。

以上

よくあるご質問

Q1：端数受益権とは何でしょうか？またそれが発生する理由はなぜでしょうか？

A1：端数受益権とは、受益権の併合に伴い生じる 1 口に満たない端数部分のことを指します。当 ETF は、2026 年 10 月 21 日の最終受益者名簿に記載された受益者の有する受益権につき、2026 年 10 月 22 日を効力発生日として 100：1 の比率で併合いたしました（当該併合により、100 口の受益権が 1 口となりました）。これに伴い、各受益者において併合前に 100 口に満たない保有口数が端数受益権となっております。この端数受益権を一括売却して現金化した端数処理代金は、端数が生じた受益者の方に対して、端数部分の持ち分に応じてお返しいたします。

Q2：売却日はどのように決定したのでしょうか？

A2：恣意的な運用を避けるため、売却が可能となる日に速やかな売却を行ないました。

Q3：端数受益権の売却は、ファンドの運用にどのような影響を与えますか？

A3：端数受益権の売却により、ファンドの運用方針などが変更になることはありません。今後も従来通りの運用を行ないます。

Q4：端数処理代金はいくらくらい受け取れるのでしょうか？

A4：端数処理代金の概算金額は、単価÷併合比率×端数受益権口数となります。例えば、端数受益権口数を 50 口保有している場合、端数処理代金は $7,127.0788 \text{ 円} \div 100 \times 50 \text{ 口} = 3,563 \text{ 円}$ 程度となります。確定した金額につきましては、2026 年 12 月下旬以降に郵送する書面にてご確認ください。

Q5：端数処理代金の受け取り方法について知りたい

A5：2026 年 12 月下旬以降、前述の端数処理代金の詳細とともに、払出証書を同封して郵送いたします。ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、端数処理代金をお受け取りいただけます。

Q6：端数処理代金の税務上の取り扱いはどうになりますか？

A6：一般的に、端数処理代金は「上場株式等に係る譲渡所得等」に該当すると考えられますが、税金の取り扱いの詳細につきましては、税務の専門家にご確認されることをお勧めいたします。

以上